

千葉市次期最終処分場候補地選定支援業務委託に関する質問回答
(技術提案書等に係る質問回答)

No.	質問箇所	質問	回答
1	募集要項 14 (3) ウ	「提出期限を過ぎた提出書類の差し替え、追加及び削除は認めない」とありますが、ヒアリングで使用するパワーポイントスライド資料について、技術提案書添付書類の内容を逸脱しない範囲で、一部、構成や表現を修正したデータを持参、使用することは可能でしょうか。	パワーポイントスライド資料及びデータは、技術提案書の一部として技術提案のヒアリング前に提出を求めており、事務局にて社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等が含まれていないことの確認を予定しております。参加者が特定できる情報が含まれていた場合は、事務局より事業者に資料等の修正を求める場合がありますが、事業者の都合による提出書類の差し替え、追加及び削除は認めません。 なお、技術提案のヒアリングでは、提出済みのパワーポイントデータと同一のものを使用し、記載事項の誤りや追加情報等がある場合は、当日のプレゼンテーションの中で訂正や補足を行ってください。
2	様式第5～11号	文字の大きさ、フォント、枠線内の大きさ(幅、高さ)の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。